

江東区廃棄物保管場所等設置届の手引き

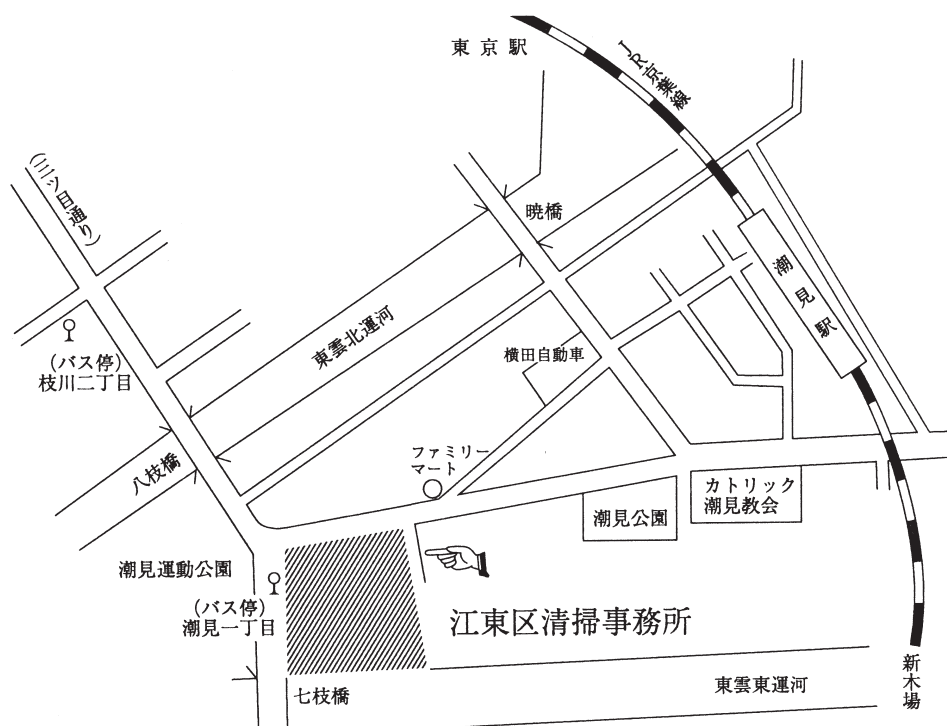
令和 6 年 3 月

江 東 区

江東区清掃事務所

江東区潮見 1 丁目 29 番 7 号

TEL 3 6 4 4 - 6 2 1 6



目 次

1 廃棄物保管場所等設置届の提出時期及び作成要領	
1) 設置届の提出の時期	1
2) 届出対象となる建築物	1
3) 設置届提出の際の必要書類	2
4) 廃棄物保管場所等の提出書類作成の一般的手順	2
5) 再利用対象物保管場所の提出書類作成の一般的手順	6
6) 所有者の義務	7
7) その他	7
用途別床面積内訳書（住宅系・事業系）	8・9
表1 「建築物の用途別、規模別、廃棄物保管設備等の設置基準及び処理方法」	10
表2 「施設用途別廃棄物排出基準」	11
表3 「住居占有面積別人員表」	11
表4 「容器数の算定」	12
図1 「保管場所の配置例」	13
図2 「容器の配置例」	14・15
図3 「反転コンテナボックスの配置例」	16
(参考図：自動貯留排出機、コンパクターコンテナ)	
表5 「再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準」	19
表6 「再利用対象物保管場所面積計算表」	20
念書（例）	21
2 廃棄物保管場所等の設置に関する条文抜粋	
江東区清掃リサイクル条例	22
江東区清掃リサイクル条例施行規則	24
江東区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置要綱	26
江東区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所の設置要綱	33
江東区中規模建築物等の廃棄物保管場所の設置要綱	37
3 再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所設置届の見本	43
中規模建築物等廃棄物保管場所設置届の見本	44
廃棄物管理責任者選任届（大規模）の見本	45
廃棄物管理責任者選任届（中規模）の見本	46

廃棄物保管場所等設置届の提出時期及び作成要領

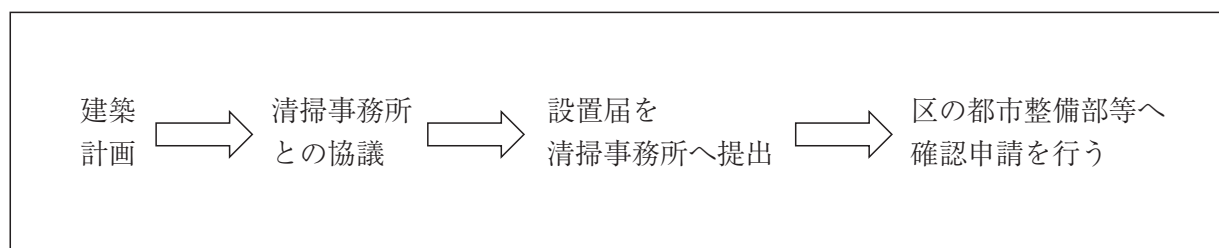
廃棄物保管場所等設置届（以下、「設置届」という。）の提出時期及び提出書類の作成は、次の要領により行ってください。

1 設置届の提出時期

設置届は、建築物の計画段階で、即ち建築確認申請を行う前に、清掃事務所に提出してください。

江東区（以下、「区」という。）の収集運搬業務の提供を受ける場合（家庭系）で、反転コンテナボックス又は、自動貯留排出機を設置するとき、及び区の収集運搬業務の提供を受けない場合（事業系）で、容器、反転コンテナボックス、自動貯留排出機または、車両搭載コンテナ以外のその他の設備を設置するときは、設置届を清掃事務所に提出する前に、車両規格がありますので、十分に協議してください。

次の設置届提出までの流れを参考にしてください。



2 届出対象となる建築物

（１）廃棄物の保管場所及び保管設備（P 2～書類作成の手順）

【大規模建築物】

①延べ床面積3,000平方メートル以上の建築物

【中規模建築物等】

②延べ床面積1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の建築物

③江東区マンション等の建設に関する条例第2条に規定するマンション及びワンルームマンション

（２）再利用対象物の保管場所（P 6～書類作成の手順）

事業に供する部分（住宅部分は除く）の床面積の合計が、3,000平方メートル以上の建築物。
（事業用大規模建築物）

3 設置届提出の際の必要書類

次の書類を提出してください。

- (1) 各廃棄物保管場所等設置届（正副共朱印が必要。コピー不可。） 正・副の2部
(2) 添付書類

① 建築物の概要がわかるもの

- ア 建築物の用途別床面積内訳書 2部
イ 容器数の算定表（P12表4）又はそれに代わる計算書 2部
ウ 建築物の設計概要（用途、構造、階数、建築面積、延べ床面積等がわかるもの） 2部
エ 建築物の案内図（地図の写しで可）・配置 2部
オ 建築物の各階平面図 2部

② 廃棄物保管場所等の概要がわかるもの

- ア 保管場所の配置図（位置図）（各階平面図で確認できれば省略できます）、敷地内
運搬車通過道路図（軌跡図）及び運搬車停止位置 2部
イ 保管場所の平面図、立面図、断面図（縮尺50分の1） 2部
ウ 保管場所の仕様及び面積算定図 2部
エ 保管設備を設置する場合は、その仕様及び構造がわかるもの 2部

その他、保管場所設置に関して必要と認める図面等

○持ち出し場所等協議事項記録のため念書（P21参照）の提出もお願いしています。

（正副共朱印が必要。コピー不可。）

○設置届はA4紙ファイルに托じて提出してください。

4 廃棄物保管場所等の提出書類作成の一般的手順

- (1) 建築物の用途と規模を明確にしてください。

ア 用途ごとの床面積と廃棄物発生予測量の算定とその計算根拠を明確に記入してください。その場合、廃棄物の発生予測計算の対象とならない共有部分は「その他」と記入してください。

イ 住宅部分の人員数は、原則としてP11の表3「住居占有面積別人員数」により求めてください。ただし、実際に使用を予定している人員が上記により求めた人員よりも多い場合は、多い方の人員で算定してください。

- (2) 建築物より発生する廃棄物の量を算定してください。

ア 原則としてP11の表2「施設用途別廃棄物排出基準」により算定してください。

ただし、過去に同様の用途に用いたときの廃棄物排出データがある場合は、区の下承を得た上で、そのデータを用いて算定してください。

イ 算定にあたっては、家庭系と事業系（事務所・店舗等）の廃棄物を区別してください。

（３）算定した廃棄物の量を、次の基準により比例配分し、ごみ種ごとの量を算出してください。また、体積を重量換算する場合は、 $1\text{ m}^3=250\text{ kg}$ として計算してください。

ア 家庭系廃棄物の区分割合は、燃やすごみ0.66：燃やさないごみ0.04：資源0.22：プラスチック0.08としてください。

イ 事業系廃棄物の区分割合は、区の下承を得た上で、過去のデータを用いて算出してください。ただし、過去のデータがない場合は、可燃ごみ３：不燃ごみ１：資源１の割合としてください。事業用大規模建築物に該当する場合は、可燃ごみ３：不燃ごみ１の割合としてください。

（４）廃棄物の収集間隔を決めてください。

家庭系廃棄物は、区の収集となります。事業系（事務所・店舗等）廃棄物は原則として自己処理または、一般（産業）廃棄物処理業者の収集となります。

ア 区が収集する場合の収集間隔は、原則として燃やすごみ週２回、燃やさないごみ２週間に１回、資源・プラスチック週１回です。粗大ごみは、申告制です。

イ 廃棄物処理業者が収集する場合は、契約により収集回数（形態）を決めてください。

（５）廃棄物の保管方法を決めてください。

廃棄物の保管方法は、P10の表１「建築物の用途別、規模別、廃棄物保管設備等の設置基準及び処理方法」の中から決めてください。

ア ポリ容器による場合

原則として60リットル以下のポリ容器を使用してください。

イ 反転コンテナボックスの場合

容量は、 0.7 m^3 のものにしてください。

ウ 容器以外の場合

廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分に収納できるものとしてください。

エ 区の収集業務の提供を受ける場合は、ポリ容器、反転コンテナ又は、自動貯留排出機

とし、住宅が100戸以上の場合は、燃やすごみを反転コンテナ又は、自動貯留排出機としてください。

(6) 廃棄物の保管設備の必要数を決めてください。

ア ポリ容器については、P12の表4「容器数の算定表」により算出してください。

イ 反転コンテナボックスについては、アに準じて算出してください。

ウ ア・イ及び、それ以外の方法による場合は、清掃事務所と十分に協議してください。

(7) 廃棄物の保管場所の位置及び構造等を決めてください。

廃棄物保管場所の位置や構造は、利用者の利便性、収集の作業の効率等を考慮して決めてください。

ア 保管場所の位置及び構造

図1 (P13) から図3 (P16) の保管場所、ポリ容器、反転コンテナボックスの配列例を参考にしてください。

イ 保管場所の設置基準

主なものは次のとおりです。

- ① 他の用途と兼用しないでください。
- ② 廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分に収納できるスペースを確保してください。
- ③ 建築物1棟につき、1箇所以上設置してください。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、このかぎりではありません。
- ④ 家庭系廃棄物及び事業系廃棄物とは、明確に区分して保管できるようにしてください。
- ⑤ 廃棄物の搬入、保管設備への投入、運搬車への積込、清掃及び点検等に必要な作業場所を確保してください。

⑥ 運搬車の通行に支障のない幅員、高さ及び勾配を有する水平な通路に接続する場所に設置してください。運搬車の走行する通路は、運搬車の重量に耐えられる構造にしてください。(P 13、P 16図参照)

⑦ ア 容器保管場所の出入口は、幅1.2m以上、高さ2.0m以上としてください。
(P 14図参照)

イ 反転コンテナボックス保管場所の出入口は、幅2.0m以上、高さ2.0m以上としてください。(P 16図参照)

⑧ 床の通路と接続する部分は、水平でかつ通路と同一平面としてください。

⑨ 換気及び照明設備を設置してください。(P 15図参照)

⑩ 廃棄物の散乱及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉を設けてください。かつ、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けてください。

⑪ 清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設けてください。(P 14、P 16図参照)

⑫ 多量の生ごみを保管する場合は、プレハブ冷蔵庫等を設置すること。

⑬ 棚を設置する場合は、2段とし、高さは80cm以上100cm以下にしてください。
(P 15図参照)

⑭ ア 容器保管場所内に設ける棚の前面は、1.2m以上の作業場所を確保してください。
(P 14図参照)

イ 保管場所内に設置する反転コンテナボックスは、間隔をあけて設置し、2.0m以上の作業場所を確保してください。(P 16図参照)

(8) 粗大ごみの保管場所を別に設置してください。

ア 原則として、最低 3 m²以上の面積としてください。

イ 原則として、1棟につき1箇所設置してください。

ウ 通路の一部を用いることはできません。

5 再利用対象物保管場所の提出書類作成の一般的手順

(1) 建築物の用途と規模を明確にしてください。

用途別床面積内訳書により、用途ごとの床面積を明確にするとともに、専用部分と共用部分（廊下、階段、エレベーター等）とに区別してください。

(2) 保管場所の最低必要面積を算出してください。

P19の「再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準」により算出してください。（P20の「再利用対象物保管場所面積計算表」を参考にしてください。）ただし、算出にあたっては、次のことに注意してください。

ア 同一敷地内に保管場所設置の対象となる建築物が複数ある場合は、各棟ごとに保管場所の面積を算出し、その合計面積を保管場所の最低必要面積としてください。

イ 用途欄に記載された用途以外の建築物（倉庫、駐車場等）の場合は、清掃事務所と十分協議を行い了承を得た上で類似の用途を用いて算出してください。

(3) 保管場所の配置及び構造等を決めてください。

保管場所の配置及び構造等は、利用者の利便性、収集作業の安全や効率等を考慮して決めてください。

具体的には、P33からの「江東区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所の設置要綱」によりますが、主なものは次のとおりです。

なお、構造、付帯設備等は大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置要綱も準用してください。

ア 運搬車が直接かつ安全に進入できる敷地内に設置し、作業の安全性及び効率性に十分配慮して設置してください。また、敷地内への出入り口は、接する道路の交通量、交通規則等を十分配慮して設置してください。

イ 引火性、爆発性の物の保管場所等に近接していない場所に設置してください。

ウ 屋外に設置する場合は、再利用対象物の飛散及び雨水の流入等を防止するため、屋根及び囲いを設けてください。

エ 再利用対象物の選分、収集及び運搬車への積み込み作業等に必要な作業場所を確保してください。ただし、保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業場所と兼用することができます。

オ 耐久性を考慮した構造としてください。

カ 廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物の混入及び廃棄物から生じる汚水等を防止するため、壁等により区分してください。

キ 再利用対象物の種類及び使用上の注意事項を表示するとともに、棚・仕切板等により再利用対象物の種類が区分できるようにしてください。

ク 保管場所の換気、照明設備等に十分配慮し、必要な設備を備えてください。

6 所有者の義務

ア 建築物の所有者の方は、建築物が竣工したら、次のことに注意して保管場所の維持管理に努めてください。また、事業に供する部分の延べ床面積が1,000㎡以上建築物の所有者の方は、廃棄物管理責任者を選任し「廃棄物管理責任者選任届」の提出が必要になります。事業に供する部分の面積が3,000㎡以上の事業用大規模建築物の所有者の方は、「事業用大規模建築物における再利用計画書」の提出もあわせて必要になります。建築物竣工後すみやかに提出するようお願いいたします。

イ 所有者は、常に保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行ってください。この場合において所有者は、必要があるときは利用者に協力を求める等指導を行ってください。

ウ 所有者は、廃棄物及び資源の選分・運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じた場合は、すみやかに適切な措置を講じてください。

エ 所有者は、事業用建築物の利用形態の変更等により、保管場所の基準に適合しなくなった場合は、すみやかに当該基準に適合させるための措置を講じてください。

オ 所有者は、運搬車の出入口付近の歩行者等の危険防止のため所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに適切に管理してください。

7 その他

この届出は、再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所の届出です。区がごみを収集する際に、区民及び事業者の方がごみを一時的に出していただく集積所とは異なります。集積所の位置及び維持管理については、別途清掃事務所に相談ください。

用途別床面積内訳書（事業系）

階	床面積（㎡）	(施設用途)		(施設用途)		(施設用途)		(施設用途)		共有部分面積（㎡）
		戸数	床面積	戸数	床面積	戸数	床面積	戸数	床面積	
合計										

表1 建築物の用途別、規模別、廃棄物保管設備等の設置基準及び処理方法

建築物	規模等	廃棄物	廃棄物保管設備の種類					粗大ごみ 保管場所	処理方法			備 考
			容 器	反転コン テナボッ クス	自動貯留 排 出 機	車両搭載式 コンテナ等	その他		江東区	自己処理	許可業者	
江東区の 収集運搬 業務の提 供を受け る場合	100戸以上	燃やすごみ		○ (合計人員 400人以上)	○ (合計人員 400人以上)			○	○			
		燃やさない ごみ	○						○			
	100戸未満	燃やすごみ	○	○	○			○	○			
		燃やさない ごみ	○						○			
江東区の 収集運搬 業務の提 供を受け ない場合	排出日量 1,000kg 以上	一般 廃棄物			○	○	○	○		○	一廃	一廃： 一般廃棄物 処理業者 産廃： 産業廃棄物 処理業者
		産業 廃棄物			○	○	○			○	産廃	
	排出日量 1,000kg 未満	一般 廃棄物	○	○	○	○	○	○		○	一廃	
		産業 廃棄物	○	○	○	○	○			○	産廃	

表 2 施設用途別廃棄物排出基準

施設の用途	1 日あたりの排出基準
住宅	1 kg/人
事務所 ビル	0.04kg/m ²
文化・娯楽施設	0.03kg/m ²
店舗（飲食店）	0.20kg/m ²
店舗（物品販売） デパート・スーパー	0.08kg/m ²
ホテル	0.06kg/m ²
学校	0.03kg/m ²
病院・診療所	0.08kg/m ²
駐車場（倉庫）	0.005kg/m ²
鉄道駅舎	0.005kg/乗降客

表 3 住居占有面積別人員数

住居占有面積	人員数
～20m ²	1.0人
～30m ²	1.5人
～40m ²	2.0人
～50m ²	2.5人
～60m ²	3.0人
60m ² 超	4.0人

表 4

容器数の算定表

用 途	廃棄物	床面積又は人員×排出基準×可燃・不燃・資源・プラの割合×収集間隔÷容器容量＝A	最低必要個数	予備率の加算	必要個数
住 居	燃やす	{ 人×{ 1 }×0.66×{ 3 } 日÷{ }kg＝ A ※6 ①	※6 個	(①+②+③)+	
	燃やさない	{ 人×{ 1 }×0.04×{ 12 } 日÷{ }kg＝ A ※6 ②	※6 個	(④) ×1.4＝B	
	資源	{ 人×{ 1 }×0.22×{ 6 } 日÷{ }kg＝ A ※6 ③	※6 個		
	プラ	{ 人×{ 1 }×0.08×{ 6 } 日÷{ }kg＝ A ※6 ④	※6 個	※7 個	※8 個
事業系 中規模	可燃	{ }m ³ ×{ }×0.60×{ } 日÷{ }kg＝ A ※6 ⑤	可燃 ⑤+⑧+⑪+ ⑬＝※6 個 (⑤～⑭を合算) ×1.4		
	不燃	{ }m ³ ×{ }×0.20×{ } 日÷{ }kg＝ A ※6 ⑥			
	資源	{ }m ³ ×{ }×0.20×{ } 日÷{ }kg＝ A ※6 ⑦			
事業系 中規模	可燃	{ }m ³ ×{ }×0.60×{ } 日÷{ }kg＝ A ※6 ⑧	不燃 ⑥+⑨+⑫+ ⑭＝※6 個 資源 ⑦+⑩＝ ※6 個		
	不燃	{ }m ³ ×{ }×0.20×{ } 日÷{ }kg＝ A ※6 ⑨			
	資源	{ }m ³ ×{ }×0.20×{ } 日÷{ }kg＝ A ※6 ⑩		※7 個	※8 個
事業系 大規模	可燃	{ }m ³ ×{ }×0.75×{ } 日÷{ }kg＝ A ※6 ⑪	資源 ⑦+⑩＝ ※6 個		
	不燃	{ }m ³ ×{ }×0.25×{ } 日÷{ }kg＝ A ※6 ⑫			
		※資源は別途「再利用対象物保管場所」を設けていただくので、ここでは算定しない。			
事業系 大規模	可燃	{ }m ³ ×{ }×0.75×{ } 日÷{ }kg＝ A ※6 ⑬	資源 ⑦+⑩＝ ※6 個		
	不燃	{ }m ³ ×{ }×0.25×{ } 日÷{ }kg＝ A ※6 ⑭			
		※資源は別途「再利用対象物保管場所」を設けていただくので、ここでは算定しない。			
最低必要個数合計			個	必要個数合計	※9 個

保管場所面積の算定

1 容器保管必要面積	容器の直径又は縦 { }m ³ 3 作業場の必要面積 { }m×容器の直径又は横 { }m×容器数 { }]÷段数 { }]段＝	m ²
2 洗浄排水設備面積	容器の直径又は縦 { }m ³ 3 作業場の必要面積 { }m ² 合計 (1 ～ 3)	m ²

<算定上の注意>

- 1 基準要素の総計は住宅の場合は総人員、事務所等の場合は有効面積を記入する。
- 2 収集間隔は実態により記入する。(区が収集する場合は燃やすごみ3日・燃やさないごみ12日・資源・プラスチック6日)
- 3 容器は原則として60ℓ容器を使用し15kgで換算する。(反転コンテナ使用の場合は0.7m³、175kg)
- 4 住宅部分の資源は実際には区が貸し出す折り畳みコンテナ等を使用するが、便宜上60ℓ容器を使用して換算する。
- 5 個数の算定は、家庭系と事業系を区分する。事業系の用途が複数の場合、Aの⑤～⑬を合算して必要個数を算定する。
- 6 Aは、小数点第2位を四捨五入する。最低必要個数はAを切り上げる。
- 7 予備率は、Aを1.4倍する。
- 8 必要個数は、Bの小数点以下を切り捨てる。
- 9 必要個数が最低必要個数より少ない場合は、最低必要個数を必要個数とする。

図1 保管場所の配置例

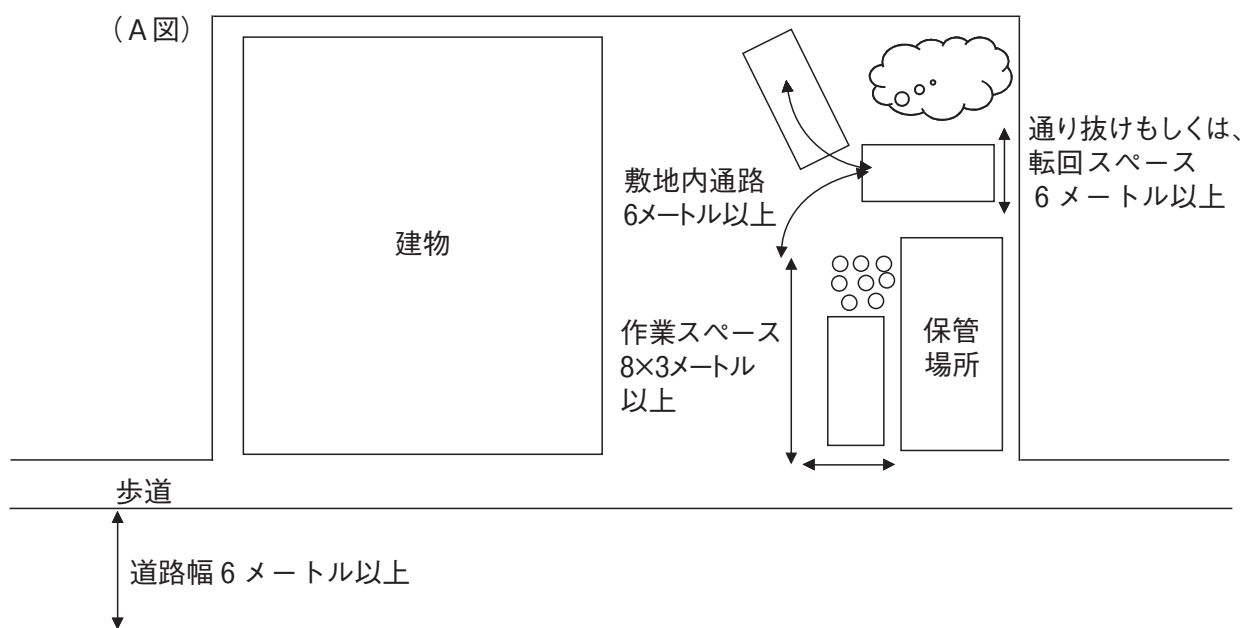
道路に面しており、敷地内に収集車が進入して作業できる位置に設置し、収集日に歩道上などに持出すことのないようにしてください。

なお、持出し場所のスペースを敷地内に設けてください。

具体的には、下図の2つの例を参考にしてください。

A図…道路に面し、車が進入できる、最良の例（50戸以上の容器数の多い場合は、この例が望ましい）のひとつです。

B図…A図が確保できない場合。



- ◎ 利点 (イ) 収集作業を行う際に近隣に迷惑をかけない。
(ロ) 固定した場所で作業を行うので周囲が汚れることがない。

※敷地内に収集車が進入する場合は、マンホール耐圧20t以上の設計をお願いします。

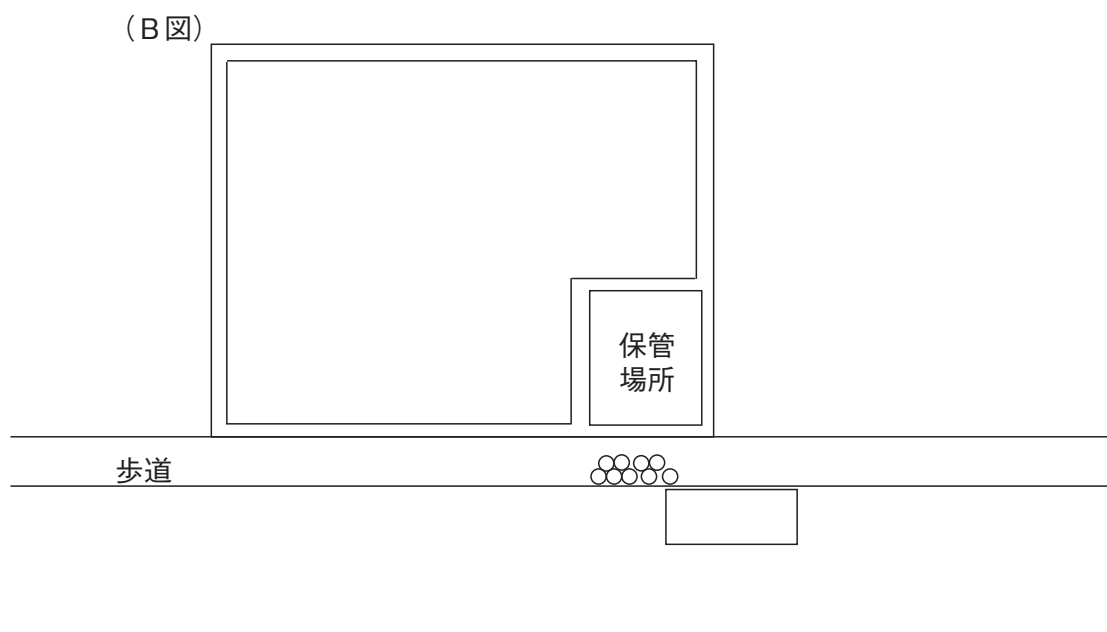


図2 容器の配置例

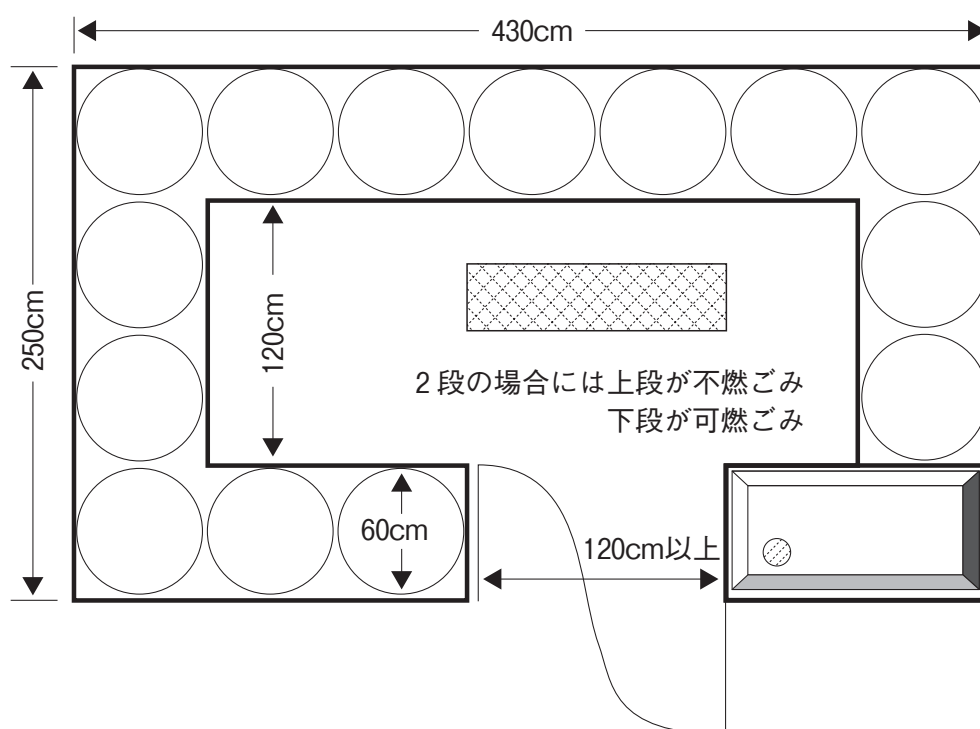
ポリ容器の規格に十分注意して、次のような配置にしてください。

丸型ポリ容器（60リットル）……………直径60cm

角型ポリ容器（60リットル）……………35cm × 55cm × 60cm

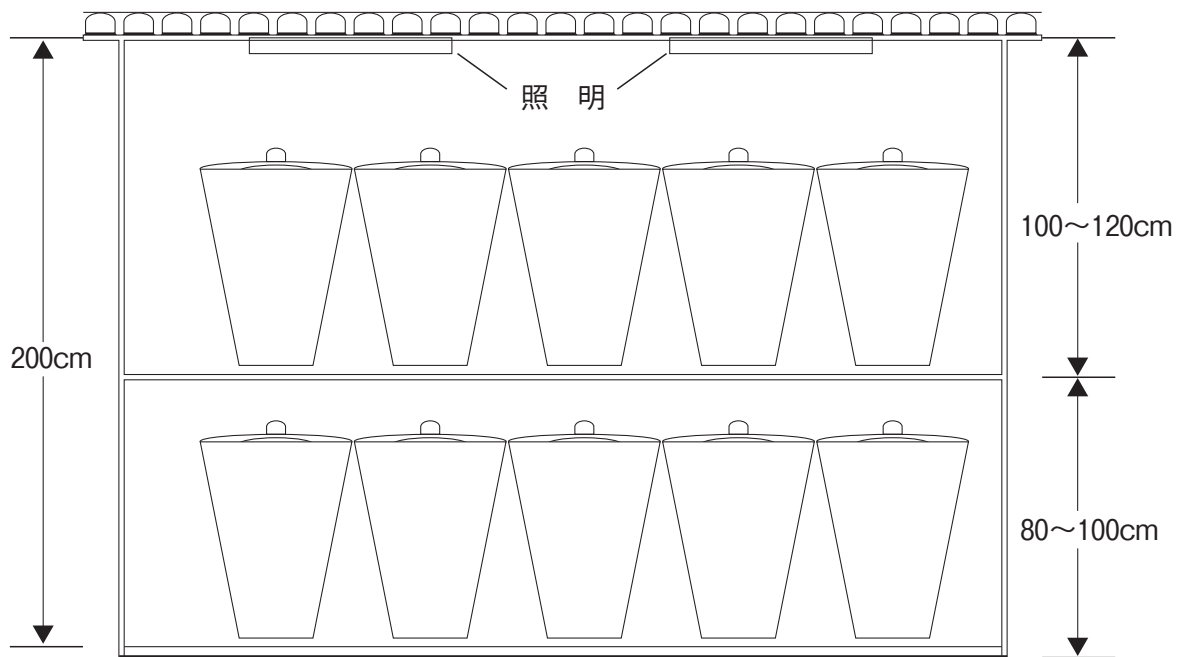
（一辺）×（一辺）×（高さ）

容器の規格はメーカーによって異なりますので、上記より小さい場合はカタログを添付してください。



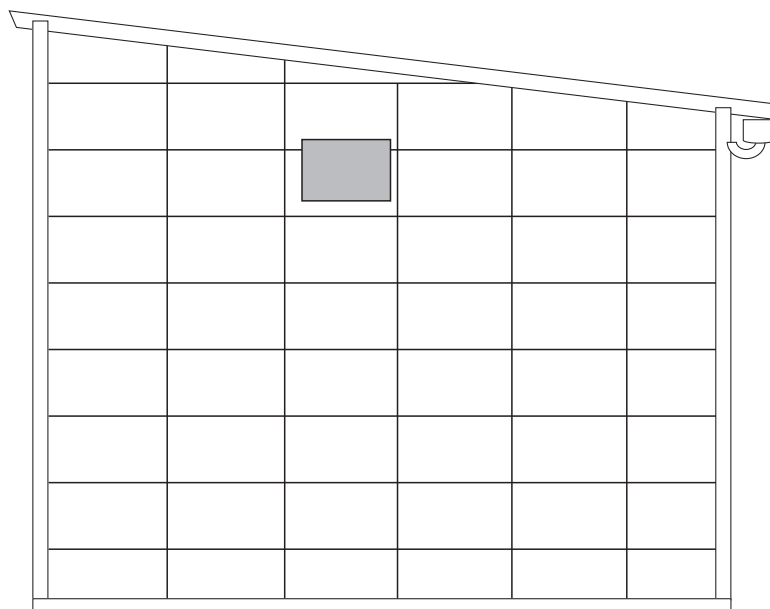
※保管場所には、照明・換気扇（換気口）・洗浄設備（水栓・排水）を必ず設置してください。

断 面 図



- 1 原則として、一段構造が望ましい。
- 2 二段構造の場合、棚の高さは80cm以上1 m以下にしてください。
- 3 天井の高さは、2 m程度確保してください。

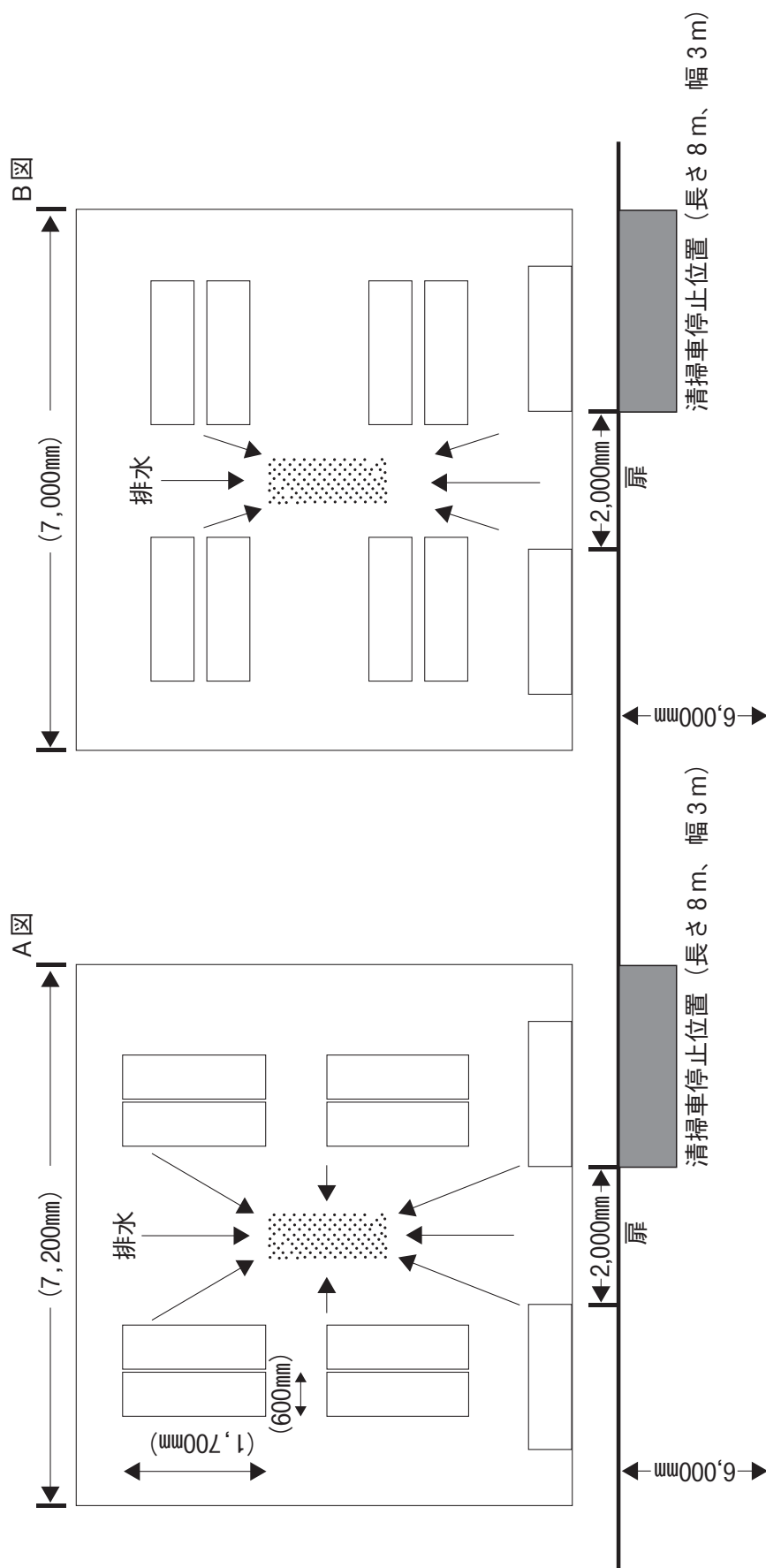
側 面 図



- 1 屋根は必ず設置してください。
- 2 換気口（扇）を設置してください。

図3 反転コンテナボックス配置例

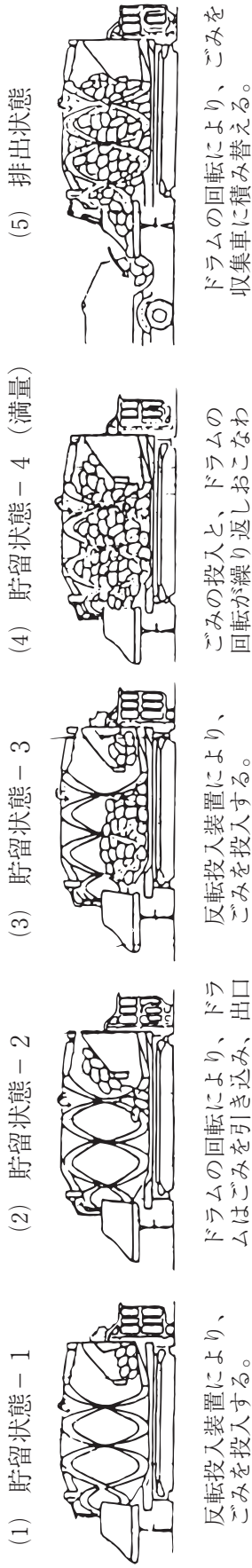
入居数100戸 コンテナボックス10台設置する場合



参考図 自動貯留排出機による方式

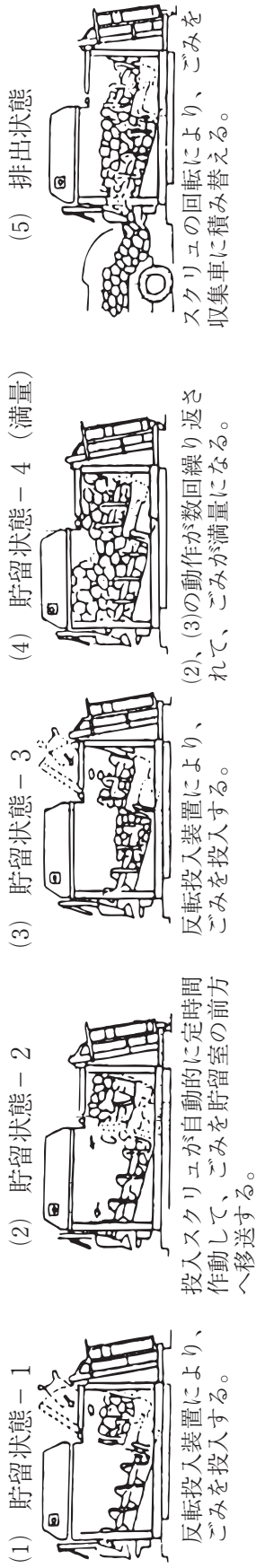
1. ドラム方式

ごみの流れ（反転投入装置付、設置階投入型の場合）



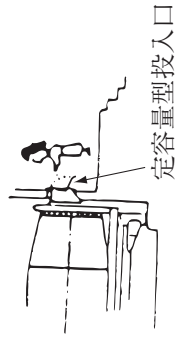
2. スクリュー方式

ごみの流れ（反転投入装置付、設置階投入型の場合）

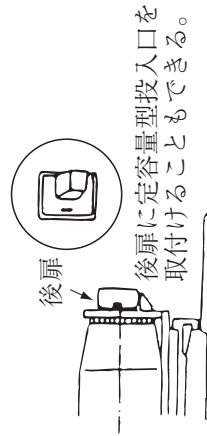


3. ごみの投入方式

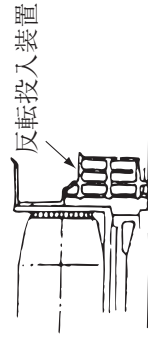
1. 設置階投入型
（定容量バケット方式）



2. 設置階投入型（後扉方式）



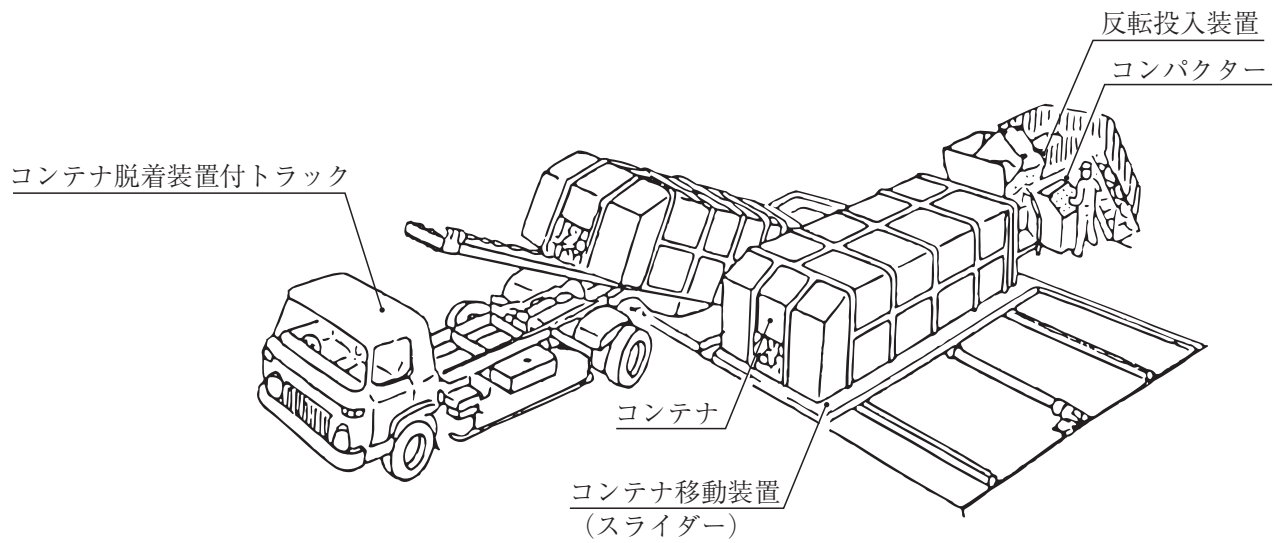
3. 設置階投入型
（コンテナ反転投入方式）



* 後扉には観音開き型と1枚開き型がある。

* コンテナ差込み方向は、後方と側方がある。

参考図 コンパクターコンテナ方式



1. 反転投入装置により、ごみを投入する。
2. コンパクターにより、コンテナにごみを圧入する。
3. 圧入されたごみで満量になったコンテナをコンテナ脱着装置付トラックに積み替える。
4. 積み替え後、新たなコンテナをコンテナ移動装置により、定位置にセッティングする。

表 5 再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準

用 途	対象延床面積		10,000㎡未満	10,000㎡以上、50,000㎡未満	50,000㎡以上、100,000㎡未満	100,000㎡以上
	事 務 所	食 店	4 ㎡ 以 上	$4 \text{ ㎡} + \frac{(\text{延床面積} - 10,000\text{㎡})}{10,000\text{㎡}} \times 3 \text{ ㎡}$ 以上	$16 \text{ ㎡} + \frac{(\text{延床面積} - 50,000\text{㎡})}{10,000\text{㎡}} \times 2 \text{ ㎡}$ 以上	26 ㎡ 以 上
飲 学	病 院 ・ 診 療 所					
店 舗			4 ㎡ 以 上	$4 \text{ ㎡} + \frac{(\text{延床面積} - 10,000\text{㎡})}{10,000\text{㎡}} \times 4 \text{ ㎡}$ 以上		40 ㎡ 以 上
ホ テ ル						
文化・娯楽施設等			3 ㎡ 以 上	$3 \text{ ㎡} + \frac{(\text{延床面積} - 10,000\text{㎡})}{10,000\text{㎡}} \times 2 \text{ ㎡}$ 以上	$11 \text{ ㎡} + \frac{(\text{延床面積} - 50,000\text{㎡})}{10,000\text{㎡}} \times 1 \text{ ㎡}$ 以上	16 ㎡ 以 上

注 1：上記用途に該当しない事業用大規模建築物については、事前に協議すること。

注 2：対象延床面積は、共用部分を除くこと。

注 3：主たる用途に付随する事務所等は、主たる用途と見なす。

注 4：対象延床面積が10,000㎡未満の複合建築物の最低必要面積は、4 ㎡以上とすること。

注 5：対象延床面積が10,000㎡以上の複合建築物の最低必要面積は、各用途別に対象延床面積があるものと仮定し、各々の最低必要面積を算出し、その面積に「各用途別面積÷対象延床面積」の比率を乗じ、その最低必要面積を合計した面積（以下「合計面積」という。）以上とすること。

ただし、合計面積が4 ㎡未満となった場合の最低必要面積は、4 ㎡以上とすること。

注 6：算出にあたっては、小数点第2位を四捨五入すること。

念書(例)

私は、江東区 に建設します建築物（仮称 ）の廃棄物保管場所等に関し、下記について遵守することを約束します。

記

- 1 容器保管場所に収集車両（清掃車）が進入できませんので収集当日、容器（袋）を別図（配置図、平面図）場所まで、責任を持って持出し、収集後速やかに容器を洗浄し、保管場所に格納いたします。
- 2 ごみ収集当日には、当建築物から排出されるごみを容器（袋）により、ビル管理者が責任を持ってごみ集積所へ一括して持出し、収集後速やかに容器を洗浄し、保管場所に格納いたします。
- 3 廃棄物保管場所、ごみ容器集積所および容器等は常に清潔を保つようにいたします。
- 4 ごみ容器の取り扱い及びごみ容器集積所等の管理について、区の収集業務の遂行に支障のないようにするとともに、近隣住民等から苦情等の問題が生じた場合は、責任を持って解決することをお約束いたします。
- 5 事業系廃棄物については、業者による収集とします。また、委託業者が決まっていないので、後日契約締結しだい契約書の写し及び業者の許可書の写しを提出いたします。
- 6 廃棄物保管場所、ごみ容器集積所および容器等は常に清潔を保つためその管理を管理会社に委託することをお約束いたします。
- 7 ごみ容器保管場所及び容器の個数等に不足が生じた場合は、区の指示に従い速やかに廃棄物保管場所を増設するとともに、必要な数だけの容器を増やします。
- 8 建築物を分譲、または、管理を業者委託した場合には、この念書があることを申し伝え、上記の項目にかかわる件については、責任を持って解決いたします。

〇〇年〇〇月〇〇日

江東区長 殿

建築主 住所

氏名

印

江東区清掃リサイクル条例 抜粋

平成11年12月16日

条例第34号

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第19条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。

3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、当該計画書を区長に提出しなければならない。

4 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

5 事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

6 事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

(改善勧告)

第20条 区長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき又は事業用大規模建築物の建設者が同条第6項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、改善その他の必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(公表)

第21条 区長は、前条の勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(収集拒否等)

第22条 区長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、第20条の勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止することができる。

第五節 大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置

第50条 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、その建築物又は敷地内に一般廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

2 保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 区長は、保管場所等について、建設者が前2項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他の必要な措置を命ずることができる。

4 第1項に規定する建築物の占有者は、その建築物から排出される一般廃棄物を保管場所等に集めなければならない。

第七章 罰 則

第77条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第31条第4項の規定による命令に違反した者

(2) 第34条の3第3項の規定による命令に違反した者

(3) 第42条（第49条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

(4) 第45条（第49条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

(5) 第50条第3項の規定による命令に違反した者

(平21条例35・一部改正、平24条例70・旧第76条繰下)

第78条 第39条（第46条及び第49条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

(平24条例70・旧第77条繰下)

第79条 第50条第1項の規定による届出をしなかった者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

(平17条例54・一部改正、平24条例70・旧第78条繰下)

第80条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第77条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

(平24条例70・旧第76条繰下・一部改正)

江東区清掃リサイクル条例施行規則 抜粋

平成12年 3月31日

規則第44号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び江東区清掃リサイクル条例（平成11年12月江東区条例第34号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(事業用大規模建築物)

第4条 条例第19条第1項の規則で定める事業用大規模建築物は、事業用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上の建築物とする。

(再利用対象物の保管場所設置基準)

第7条 条例第19条第4項及び第6項の規則で定める再利用の対象となる物（以下「再利用対象物」という。）の保管場所を設置する基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 廃棄物の保管場所とは明確に区分し、再利用対象物に廃棄物が混入しないようにするとともに、廃棄物から生ずる汚水等により再利用対象物が汚染されないようにすること。
- (2) 再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。
- (3) 再利用対象物が飛散し、又は雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (4) 再利用対象物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (5) 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

(再利用対象物の保管場所設置届)

第8条 条例第19条第6項の規定による再利用対象物の保管場所の設置の届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（別記第3号様式）により、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行わなければならない。

(廃棄物を収納する容器等の基準)

第16条 条例第34条第2項の家庭廃棄物又は条例第36条の事業系一般廃棄物若しくは一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物（以下この項において「廃棄物」という。）を収納する容器の基

準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 容量が90リットル以下であること。
 - (2) 軽量で持ち運びが容易であること。
 - (3) 廃棄物の収納並びに容器の移動及び設置の際に安定性のあること。
 - (4) ふたにより密閉でき、容器が倒れたときにふたの取れないものであること。
 - (5) 汚水が漏れず、容易に破損しない強度を持ち、耐久性を有するものであること。
 - (6) 収集作業の際の操作が容易であること。
 - (7) その他収集作業を困難にするおそれのないものであること。
- 2 前項の基準による容器のほか、次に掲げる基準に適合した袋を用いることができる。
- (1) 容量が90リットル以下であること。
 - (2) 耐水性があり、丈夫なものであること。
 - (3) 内容物が識別できる程度の透明度を有するものであること。
 - (4) 可燃物を収納する場合は、焼却に適した素材を使用したものであること。

(大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置)

第30条 条例第50条第1項の規則で定める大規模建築物は、延べ面積3,000平方メートル以上の建築物とする。

- 2 条例第50条第1項の規定による一般廃棄物の保管場所等の設置の届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届により、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による当該届出に係る建築物の建築確認申請の前までに行うものとする。
- 3 条例第50条第2項の規則で定める大規模建築物の廃棄物保管場所の設置基準は、第21条の事業系一般廃棄物保管場所の設置基準のほか、次に掲げるとおりとする。
- (1) 一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。
 - (2) 保管設備は、容易に腐食し、又は破損しない材質のものとし、一般廃棄物の搬入及び運搬車への積み込み作業が安全かつ容易にできること。
- 4 条例第50条第3項の規定による保管場所等の設置等の命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

江東区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置要綱

平成13年 4 月 1 日

江環清発第284号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、江東区清掃リサイクル条例施行規則（平成12年 3 月江東区規則第44号。以下「規則」という。）第30条の規定に基づき、大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模建築物 規則第30条第 1 項に規定する大規模建築物をいう。
- (2) 廃棄物保管設備 大規模建築物から排出される廃棄物を保管する設備をいう。
- (3) 廃棄物保管場所 廃棄物保管設備を設置する場所をいう。

(廃棄物保管場所の設置)

第 3 条 廃棄物保管場所（粗大ごみ用を除く。以下次条から第 8 条までにおいて同じ。）を設置する基準は、次のとおりとする。

- (1) 他の用途と兼用でないこと。
- (2) 廃棄物の種類、排出量、保管日数等に応じて、廃棄物を十分収納できること。
- (3) 大規模建築物 1 棟につき、1 箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の大規模建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場所は、この限りではない。
- (4) 家庭廃棄物及び事業系廃棄物が、各別に保管できること。
- (5) 廃棄物の搬入、廃棄物保管設備への投入、運搬車への積込み及び廃棄物保管設備の清掃又は点検等に必要な作業場所を確保すること。
- (6) 運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。
- (7) 廃棄物保管場所内の通路から廃棄物を搬出する場合は、幅員が 6 メートル以上あり、運搬車が通り抜けできる通路に接続する場所に設置すること。
- (8) 運搬車が通行する通路は、運搬車の重量に耐えられる構造とすること。
- (9) 前各号に定めるもののほか、必要と認める事項については協議により、別途書面にて定める。

(廃棄物保管場所の構造)

第 4 条 廃棄物保管場所の構造基準は、次のとおりとする。

- (1) 汚水又は排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床をコンクリート張り等にとするとともに、床に勾配をつける等の処置を行い、排水設備から下水道又は下水処理施設へ流入する構造とすること。
- (2) 換気及び採光ができる構造とすること。
- (3) 運搬車が、横付け又は内部へ進入できる構造とすること。
- (4) 出入り口の幅及び高さは、次のとおりとすること。
 - ア 第6条第2項第1号に定めるポリ容器を廃棄物保管設備とする場合は、幅を1.2メートル以上、高さを2メートル以上とすること。
 - イ 第6条第2項第2号に定める反転コンテナを廃棄物保管設備とする場合は、幅を2メートル以上、高さを2メートル以上とすること。
 - ウ 運搬車が内部に進入する際に、直進で進入する場合は、幅を3.5メートル以上、高さを3メートル以上とし、直進以外で進入する場合は、江東区清掃事務所と協議するものとする。
- (5) 耐久性があり、周囲と調和する構造であること。
- (6) 床の通路と接続する部分は、水平で、かつ、通路と同一平面であること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、必要と認める事項については協議により別途書面にて定める。

(廃棄物保管場所の附帯設備)

第5条 廃棄物保管場所の附帯設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 仕切りの設置、色彩又は形状等で区別された廃棄物保管設備の設置等により、廃棄物の種類に応じて適切な保管ができること。
- (2) 廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉を設けるとともに屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根を設けること。
- (3) 清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置すること。
- (4) 多量の厨芥を保管する場合は、プレハブ冷蔵庫を設置し、当該プレハブ冷蔵庫で保管すること。
- (5) 必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置すること。
- (6) 棚を設置する場合は、2段とし、高さは80センチメートル以上100センチメートル以下とすること。

(廃棄物保管設備の設置)

第6条 廃棄物保管設備は、ポリ容器、特殊架装車専用反転コンテナ（以下「反転コンテナ」と

いう。)、自動貯留排出機、車両搭載式コンテナその他区長が認めるものとする。ただし、車両搭載式コンテナについては、区の収集運搬業務の提供を受けない場合に限るものとする。

2 ポリ容器、反転コンテナ、自動貯留排出機及び車両搭載式コンテナを設置する基準は、次のとおりとする。

(1) ポリ容器の場合は、規則第16条に規定する容器の基準に適合するものとする。ただし、廃棄物保管場所の広さの算定に当たっては、容量60リットル以下のポリ容器で換算するものとする。

(2) 反転コンテナの場合は、次のとおりとする。

ア 容量は、0.7立方メートルとすること。

イ 大きさは、次のとおりとすること。

本体

横幅 1,360±10ミリメートル

奥行き 590±10ミリメートル

高さ 890±10ミリメートル

傾倒軸

長さ 1,574±10ミリメートル

高さ 685±10ミリメートル

ウ 材質は、FRP又はこれと同程度に軽量で衝撃に強いものとする。

エ 折りたたみ式の蓋を付けること。

オ 底部にストッパー付旋回車輪4個及び栓付の排水口を取り付けること。

カ 運搬車の傾倒装置との脱着が安全かつ容易に行えるものであること。

(3) 自動貯留排出機の場合は、次のとおりとする。

ア 特殊架装をした全ての運搬車に適合すること。

イ 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。

ウ 構造は、密閉式とし、臭気及び汚水の流出を防止し、並びに騒音及び振動を低減する措置がなされていること。

エ 運搬車の積込み能力に応じた排出速度の調和機能を有すること。

オ 運搬車への排出の際に、廃棄物の飛散又は落下等がないこと。

カ 運搬車と接触した場合に衝撃を緩和する装置を取り付けること。

(4) 車両搭載式コンテナの場合は、次のとおりとする。

ア 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。

イ 運搬車に適合する仕様であること。

ウ 密閉式の場合は、原則として、廃棄物を圧縮する機能を有すること。

(廃棄物保管設備の選定基準)

第7条 廃棄物保管設備の選定基準は、原則として、別表第1のとおりとする。

(廃棄物の排出量の算定)

第8条 廃棄物の排出量は、原則として別表第2の基準を用いて算出するものとする。ただし、過去のデータがある場合は、区の下承を得た上で、当該データを用いて算定するものとする。

2 住宅部分の人員数は、原則として別表第3の基準を用いて算定するものとする。ただし、人員数が確定している場合は、当該人員数を用いて算定するものとする。

3 可燃物、不燃物及び資源物の組成割合は、次のとおりとする。

(1) 家庭廃棄物の場合の組成割合は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

区分	割合
可燃物（燃やすごみ）	0.66
不燃物（燃やさないごみ）	0.04
資源物（古紙、びん、缶、ペットボトル 及び発泡スチロール）	0.22
資源物（プラスチック）	0.08

(2) 事業系廃棄物の場合の組成割合は、区長の下承を得た上で、過去のデータを用いて算出する。ただし、過去のデータがない場合は、可燃物対不燃物対資源物の割合を3対1対1とし、過去のデータのない事業用大規模建築物の場合は、可燃物対不燃物の割合を3対1とする。

(3) 廃棄物の体積を重量に換算する場合は、1立方メートルを250キログラムとする。

(粗大ごみ用の廃棄物保管場所の設置)

第9条 粗大ごみ用の廃棄物保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

(1) 粗大ごみの種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できる面積であること。ただし、当該面積は、最低3平方メートル以上とすること。

(2) 大規模建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の大規模建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。

(3) 通路と共用でないこと。

(届出)

第10条 大規模建築物の建設者（以下「建設者」という。）は、規則第30条第2項に規定する再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（以下「設置届」という。）に次に掲げる図書を添えて、区長に提出するものとする。

- (1) 大規模建築物の用途別床面積内訳書
- (2) 容器数の算定表又はそれに代わる計算書
- (3) 大規模建築物の設計概要（用途、構造、階数、建築面積、延床面積等が分かるもの）
- (4) 大規模建築物の案内図（地図の写しで可）及び配置図
- (5) 大規模建築物の各階平面図、廃棄物保管場所等の仕様及び面積算定図
- (6) 廃棄物保管場所等の配置図（位置図）（各階平面図で確認できる場合は、省略可）、及び敷地内運搬車通過道路図並びに運搬車停止位置図
- (7) 廃棄物保管場所等の平面図、立面図及び断面図（50分の1の縮尺）
- (8) 廃棄物保管場所等の仕様及び面積算定図
- (9) 前各号に定めるもののほか、区長が必要と認める図書

(受付及び審査)

第11条 区長は、建設者から設置届が提出されたときは、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所設置届受付簿兼受理簿（以下「受付簿兼受理簿」という。）に記入し、受け付けるものとする。

2 区長は、設置届の内容を規則第30条第3項に規定する廃棄物保管場所の設置基準（以下「設置基準」という。）に基づき審査し、調査書兼意見書（別記様式）を作成する。

(届出内容の変更)

第12条 建築物は、設置届の提出後において、その内容に重大な変更を生じたときは、新たに設置届を提出するものとする。

(建築物完成後の調査)

第13条 区長は、大規模建築物の完成後において、設置届による廃棄物保管場所等の設置状況を調査しなければならない。

2 区長は、廃棄物保管場所等が設置届の内容と相違すると認めるときは、建築者に対して、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(指導)

第14条 区長は、建設者が設置届を提出しないとき又は廃棄物保管場所等を設置しないときは、

設置届を提出し、又は廃棄物保管場所等を設置するよう指導することができる。

別表第 1（第 7 条関係）

建築物	規模等	廃棄物	廃棄物保管設備の種類
区の収集運搬業務の提供を受ける場合	100戸以上	可燃物	反転コンテナ及び自動貯留排出機
		不燃物	ポリ容器
	100戸未満	可燃物	ポリ容器、反転コンテナ及び自動貯留排出機
		不燃物	ポリ容器
区の収集運搬業務の提供を受けない場合	排出日量 1,000kg以上	可燃物	自動貯留排出機及び車両搭載式コンテナ
		不燃物	
	排出日量 1,000kg未満	可燃物	ポリ容器、反転コンテナ、自動貯留排出機及び車両搭載式コンテナ
		不燃物	

備考 区の収集運搬業務の提供を受ける場合で反転コンテナ又は自動貯留排出機を選定するとき及び区の収集運搬業務の提供を受けない場合でポリ容器、反転コンテナ、自動貯留排出機又は車両搭載式コンテナ以外の廃棄物保管設備を選定するときは、事前に区と協議するものとする。

別表第 2（第 8 条関係） 施設用途別廃棄物排出基準

施設の用途	1 日当たりの排出基準
住宅	1kg／人
事務所ビル	0.04kg／㎡
文化・娯楽施設	0.03kg／㎡
店舗（飲食店）	0.20kg／㎡
店舗（物品販売）、デパート及びスーパー	0.08kg／㎡
ホテル	0.06kg／㎡
学校	0.03kg／㎡
病院及び診療所	0.08kg／㎡
駐車場	0.005kg／㎡
鉄道駅舎	0.005kg／乗降客

別表第 3（第 8 条関係） 部屋面積別人員数

部屋面積	人 員 数
20㎡以下	1.0人
20㎡を超え30㎡以下	1.5人
30㎡を超え40㎡以下	2.0人
40㎡を超え50㎡以下	2.5人
50㎡を超え60㎡以下	3.0人
60㎡超	4.0人

江東区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所の設置要綱

平成13年 4 月 1 日

江環清発第286号

(趣旨)

第1条 この要綱は、江東区清掃リサイクル条例施行規則（平成12年 3 月江東区規則第44号。以下「規則」という。）第7条に規定する再利用対象物の保管場所の設置に関する基準及び規則第8条に規定する再利用対象物の保管場所の設置の届出に関する事務手続について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業用大規模建築物 規則第4条に規定する事業用大規模建築物をいう。
- (2) 再利用対象物保管場所 江東区清掃リサイクル条例（平成11年12月江東区条例第34号）第19条第4項に定める再利用の対象となる物を保管する場所をいう。
- (3) 廃棄物保管場所 事業用大規模建築物から排出される廃棄物を保管する設備を設置する場所をいう。

(再利用対象物保管場所の面積算出)

第3条 規則第7条第2号の区長が別に定める基準は、別表のとおりとする。

(再利用対象物保管場所の設置基準)

第4条 再利用対象物保管場所を設置する基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 運搬車が直接かつ安全に進入できる敷地内に設置し、作業の安全性及び効率性に十分配慮すること。ただし、敷地内への出入口は、接する道路の交通量、交通規制等を十分考慮して設置すること。
- (2) 引火性、爆発性等のある物の保管場所に近接していない場所に設置すること。
- (3) 屋外に設置する場合は、再利用対象物の飛散、雨水の流入等を防止するため、屋根及び囲いを設けること。
- (4) 再利用対象物の選分、収集及び運搬車への積み込み作業等に必要な作業場所を確保すること。ただし、再利用対象物保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業場所と兼用することができる。

(再利用対象物保管場所の構造及び附帯設備)

第5条 再利用対象物保管場所の構造及び附帯設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 耐久性を考慮した構造とすること。
- (2) 再利用対象物保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物の混入、廃棄物から生じる汚水等を防止するため、壁等により区分すること。
- (3) 再利用対象物保管場所には、再利用対象物の種類及び使用上の注意事項を表示するとともに、棚、仕切板等により再利用対象物の種類が区分できるようにすること。
- (4) 再利用対象物保管場所の換気、照明等に十分配慮し、必要な設備を備えること。
- (5) 再利用対象物保管場所の内部に運搬車が進入する構造の場合は、車両誘導ライン等の線引きを行うとともに、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置するよう努めること。

(保管場所の維持管理)

第6条 再利用対象物保管場所の維持管理等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業用大規模建築物の所有者及び占有者（以下「所有者等」という。）は、常に再利用対象物保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。
この場合において、所有者等は、必要があるときは利用者に協力を求め指導を行うこと。
- (2) 所有者等は、再利用対象物の選分及び運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、速やかに適切な措置を講ずること。
- (3) 所有者等は、事業用大規模建築物の利用形態の変更等により、再利用対象物保管場所が第3条に規定する基準に適合しないこととなったときは、速やかに当該基準に適合させるための措置を講ずること。
- (4) 所有者等は、出入口付近の歩行者等の危険防止のため所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに、適正に管理すること。

(届出)

第7条 事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、建築確認申請書を提出する前に、規則第8条に定める再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（以下「設置届」という。）に次に掲げる図書を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 事業用大規模建築物の用途別床面積内訳
- (2) 再利用対象物保管場所面積計算表（10,000㎡以上の建築物に限る）
- (3) 事業用大規模建築物の設計概要（用途、構造、階段、建築面積、延床面積等が分かるもの）
- (4) 事業用大規模建築物の案内図（地図の写しでも可）及び配置図

- (5) 事業用大規模建築物の各階平面図
- (6) 再利用対象物保管場所の配置図又は位置図（各階平面図で確認できる場合は、省略可）
- (7) 再利用対象物保管場所の平面図、立面図及び断面図（縮尺50分の1）
- (8) 再利用対象物保管場所の仕様及び面積算定図
- (9) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める図書

(受付及び調査)

第8条 区長は、建設者から設置届が提出されたときは、提出書類の不備、記入漏れ等を確認の上受付し、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届受付簿兼受理簿に記入するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による受付後、第3条に定める保管場所の面積の算出に基づき、設置届の内容を調査検討し、調査書兼意見書（別記様式）を作成する。

(届出内容の変更)

第9条 建設者は、設置届の提出後において、その内容に重大な変更を生じたときは、新たに設置届を区長に提出するものとする。

(建築物完成後の調査)

第10条 区長は、事業用大規模建築物の完成後において、設置届による再利用対象物保管場所の設置状況を調査しなければならない。

- 2 区長は、再利用対象物保管場所が設置届の内容と相違すると認めるときは、建設者に対して、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(指導)

第11条 区長は、建設者が設置届を提出していないとき、又は保管場所を設置していないときは、ただちに設置届を提出させるとともに、保管場所を設置するよう指導することができる。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

再利用対象物保管場所最低必要面積算出基準

用途\対象延床面積	10,000㎡未満	10,000㎡以上 50,000㎡未満	50,000㎡以上 100,000㎡未満	100,000㎡以上
事務所	4 ㎡ 以上	4 ㎡ + （（延床面積－10,000㎡）／10,000㎡）× 3 ㎡ 以上	16㎡ + （（延床面積－50,000㎡）／10,000㎡）× 2 ㎡ 以上	26㎡ 以上
飲食店				
学校				
病院・診療所				
店舗	4 ㎡ 以上	4 ㎡ + （（延床面積－10,000㎡）／10,000㎡）× 4 ㎡ 以上		40㎡ 以上
ホテル				
文化・娯楽施設等	3 ㎡ 以上	3 ㎡ + （（延床面積－10,000㎡）／10,000㎡）× 2 ㎡ 以上	11㎡ + （（延床面積－50,000㎡）／10,000㎡）× 1 ㎡ 以上	16㎡ 以上

備考

- 1 上記の用途に該当しない事業用大規模建築物については、事前に協議すること。
- 2 対象延床面積は、共用部分を除くこと。
- 3 主たる用途に付随する事務所等は、主たる用途とみなす。
- 4 対象延床面積が10,000㎡未満の複合建築物の最低必要面積は、4㎡以上とすること。
- 5 対象延床面積が10,000㎡以上の複合建築物の最低必要面積は、各用途別に対象延床面積があるものと仮定し、各々の最低必要面積を算出し、その面積に「各用途別面積÷対象延床面積」の比率を乗じ、その最低必要面積を合計した面積（以下「合計面積」という。）以上とすること。

ただし、合計面積が4㎡未満となった場合の最低必要面積は、4㎡以上とする。

- 6 算出に当たっては、小数点第2位を四捨五入すること。

江東区中規模建築物等の廃棄物保管場所設置要綱

平成13年12月17日

江環清発第252号

(目的)

第1条 この要綱は、中規模建築物（延床面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の建築物をいう。）並びに江東区マンション等の建設に関する条例（平成19年12月江東区条例第45号）第2条に規定するマンション及びワンルームマンション（以下これらを「建築物」という。）における廃棄物保管場所の設置について必要な事項を定めることにより、良好な住環境の確保及び円満な近隣関係の保持並びに廃棄物収集作業の適正な遂行を確保し、もって建築物における廃棄物の減量、リサイクル及び適正処理を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）建築物の所有者 建築物に対し、民法上の所有権を有する者をいう。ただし、次に掲げる者は、所有者とみなすことができる。

ア 建築物の建築主

イ 建築物の共有者又は区分所有者の中から選んだ代表者

ウ 建築物の全部を賃貸その他の方法により占有している者

エ アからウまでのいずれかに該当する者から当該建築物について総合的な管理権限が与えられている者

（2）廃棄物保管設備 中規模建築物から排出される廃棄物を保管する設備をいう。

（3）廃棄物保管場所 廃棄物保管設備を設置する場所をいう。

(建築物の単位)

第3条 この要綱で規定する建築物は、棟を単位とする。ただし、学校、病院、工場等同一敷地内において廃棄物の処理及び保管が一体として行われる場合は、建築物が複数であっても1棟とみなすことができるものとする。

(所有者の役割)

第4条 建築物の所有者は、第1条の目的のために良好な住環境の確保及び円満な近隣関係の保持に努めなければならない。

2 所有者又は中規模建築物の建設者（以下「建設者」という。）は、当該建築物の敷地内に廃棄物保管場所及び廃棄物保管設備を設置し、中規模建築物等廃棄物保管場所設置届（別記第1号様式。以下「設置届」という。）により区長に届け出るものとする。

- 3 事業用建築物（建築物のうち、事業に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のものをいう。以下同じ。）の所有者は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の現況を把握するとともに、廃棄物の減量及びリサイクルに関する計画を作成するものとする。
- 4 事業用建築物の所有者は、建築物1棟ごとに廃棄物管理責任者を1名選任し、その選任した日から30日以内に廃棄物管理責任者選任届（別記第2号様式）により、区長に届け出るものとする。

（廃棄物管理責任者の役割）

第5条 廃棄物管理責任者の役割は、次のとおりとする。

- （1）建築物から排出される廃棄物の量及び処理状況の把握
- （2）事業用建築物のテナント等へのリサイクル、廃棄物の減量及びその適正処理に関する指導
- （3）所有者へのリサイクル、廃棄物の減量及びその適正処理に関する必要な措置の要求
- （4）区及びテナント等との連絡調整

（建築物における占有者の役割）

第6条 事業用建築物のテナント等の占有者は、廃棄物の発生の抑制及び適正な処理に努め、所有者及び廃棄物管理責任者に協力しなければならない。

（廃棄物保管場所の確保）

第7条 廃棄物保管場所を設置する基準は、次のとおりとする。

- （1）他の用途と兼用でないこと。
- （2）廃棄物の種類、排出量、保管日数等に応じて、廃棄物を十分に収納できること。
- （3）建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。
- （4）廃棄物保管設備への搬入、運搬車への積み込み及び廃棄物保管場所の清掃又は点検等に必要作業場所を確保すること。
- （5）廃棄物保管場所内の通路から廃棄物を搬出する場合は、幅員が6メートル以上あり、運搬車が通り抜けできる通路に接続する場所に設置すること。
- （6）運搬車が通行する通路は、運搬車の重量に耐えられる構造とすること。
- （7）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項については、協議により別途書面にて定める。

（廃棄物保管場所の構造）

第8条 廃棄物保管場所の構造基準は、次のとおりとする。

- （1）汚水又は排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床にコンクリート張り

等にするとともに、床に勾配をつける等の処置を行い、排水設備から下水道又は下水処理施設へ流入する構造とすること。

(2) 運搬車が横付けできる構造とすること。

(3) 出入口の幅及び高さは、次のとおりとすること。

ア 第10条2項に定めるポリ容器を廃棄物保管設備とする場合は、幅を1.2メートル以上、高さを2メートル以上とすること。

イ 第10条3項に定める特殊架装車専用反転コンテナ（以下「反転コンテナ」という。）を廃棄物保管設備とする場合は、幅を2メートル以上、高さを2メートル以上とすること。

(4) 耐久性があり、周囲と調和する構造であること。

(5) 運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項等については、協議により別途書面にて定める。

(廃棄物保管場所の附帯設備)

第9条 廃棄物保管場所の附帯設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 仕切りの設置、色彩又は形状等で区別された保管設備の設備等により、廃棄物の種類に応じて適切な保管ができること。

(2) 廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉等を設け、換気設備を備えること。

(3) 屋外等に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし、屋根等を設けること。

(4) 清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置すること。

(5) 照明設備を備えること。

(6) 多量の厨芥^{ちゅうかい}を保管する場合は、プレハブ冷蔵庫を設置し、当該プレハブ冷蔵庫で保管すること。

(7) 必要に応じ、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置すること。

(8) 棚を設置する場合は、2段とし、高さは80センチメートル以上100センチメートル以下とすること。

(廃棄物保管設備の設置)

第10条 廃棄物保管設備は、ポリ容器、反転コンテナその他区長が認めるものとする。

2 ポリ容器を設置する基準は、江東区清掃リサイクル条例施行規則（平成12年3月江東区規則

第44号) 第16条に規定する容器の基準によるものとする。ただし、保管場所の広さの算定に当たっては、容量60リットル以下のポリ容器で換算するものとする。

3 反転コンテナを設置する基準は、次のとおりとする。

(1) 容量は、0.7立方メートルとすること。

(2) 大きさは、次のとおりとすること。

ア 本体

横幅 1,360±10ミリメートル

奥行き 590±10ミリメートル

高さ 890±10ミリメートル

イ 傾倒軸

長さ 1,574±10ミリメートル

高さ 685±10ミリメートル

(3) 材質は、FRP又はこれと同程度に軽量で衝撃に強いものとする。

(4) 折りたたみ式の蓋を付けること。

(5) 底部にストッパー付旋回車輪4個及び栓付の排水口を取り付けること。

(6) 運搬車の傾倒装置との脱着が安全かつ容易に行えるものであること。

(廃棄物の排出量の算定)

第11条 廃棄物の排出量は、原則として別表第1の基準を用いて算定するものとする。ただし、過去のデータがある場合は、区長の下承を得た上で、そのデータを用いて算定するものとする。

2 住宅部分の人員数は、原則として、別表第2の基準を用いて算定するものとする。ただし、人員数が確定している場合は、その人員数を用いて算定するものとする。

3 可燃物、不燃物及び資源物の組成割合は、次のとおりとする。

(1) 家庭廃棄物の場合の組成割合は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

区分	割合
可燃物（燃やすごみ）	0.66
不燃物（燃やさないごみ）	0.04
資源物（古紙、びん、缶、ペットボトル 及び発泡スチロール）	0.22
資源物（プラスチック）	0.08

(2) 事業系廃棄物の組成割合は、区長の下承を得た上で、過去のデータを用いて算出する。

ただし、過去のデータがない場合は、可燃物対不燃物対資源物の割合を3対1対1とする。

(3) 廃棄物の体積を重量に換算する場合は、1立方メートルを250キログラムとする。

(粗大ごみ置場の設置)

第12条 粗大ごみ置場の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) ごみ置場の設置面積は、最低3平方メートル以上とすること。
- (2) 通路と共用でないこと。

(書類の提出)

第13条 建設者は、建築の確認の申請前までに設置届に次に掲げる図書を添えて、区長に提出するものとする。

- (1) 建築物の用途別床面積内訳書
- (2) 容器数の算定表又はそれに代わる計算書
- (3) 建築物の設計概要（用途、構造、階数、建築面積、延床面積等が分かるもの）
- (4) 建築物の案内図（地図の写しで可）及び配置図
- (5) 建築物の各階平面図、廃棄物保管場所等の仕様及び面積算定図
- (6) 廃棄物保管場所の配置図又は位置図（各階平面図で確認できる場合は、省略可）
- (7) 廃棄物保管場所の平面図、立面図及び断面図（50分の1の縮尺）
- (8) 廃棄物保管場所等の仕様書及び面積算定図
- (9) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める図書

(受付及び審査)

第14条 区長は、建設者から設置届が提出されたときは、江東区中規模建築物の廃棄物保管場所設置届等受付簿兼受理簿（別記第3号様式）に記入し、受け付けるものとする。

2 区長は、前項の規定による受付後、設置届の内容を第7条に規定する廃棄物保管場所の設置基準（以下「設置基準」という。）に基づき審査し、調査書兼意見書（別記第4号様式）を作成する。

(届出内容の変更)

第15条 建設者は、設置届の提出後において、その内容に重大な変更を生じたときは、新たに設置届を提出するものとする。

(建築物完成後の調査)

第16条 区長は、建築物の完成後において、設置届による廃棄物保管場所等の設置状況を調査

なければならない。

- 2 区長は、廃棄物保管場所等が設置届の内容と相違すると認めるときは、建設者に対して、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(指導)

第17条 区長は、建設者が設置届を提出しないとき、又は廃棄物保管場所を設置しないときは、設置届を提出し、又は廃棄物保管場所を設置するよう指導することができる。

(区による助言及び指導の実施)

第18条 区長は、第4条に規定する届出及び計画について、必要な助言及び指導を行うことができる。

附 則

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第11条関係） 施設用途別廃棄物排出基準

施設の用途	1日当たりの排出基準
住宅	1kg／人
事務所ビル	0.04kg／㎡
文化・娯楽施設	0.03kg／㎡
店舗（飲食店）	0.20kg／㎡
店舗（物品販売）、デパート及びスーパー	0.08kg／㎡
ホテル	0.06kg／㎡
学校	0.03kg／㎡
病院及び診療所	0.08kg／㎡
駐車場	0.005kg／㎡
鉄道駅舎	0.005kg／乗降客

別表第2（第11条関係） 部屋面積別人員数

部屋面積	人 員 数
20㎡以下	1.0人
20㎡を超え30㎡以下	1.5人
30㎡を超え40㎡以下	2.0人
40㎡を超え50㎡以下	2.5人
50㎡を超え60㎡以下	3.0人
60㎡超	4.0人

江 東 区 長 殿 年 月 日
建築主 住所
氏名 印 電話番号 ()

再利用対象物保管場所設置届
兼廃棄物保管場所等設置届

江東区清掃リサイクル条例 第19条第6項 第50条第1項 の規定により、次のとおり届け出ます。

1 建築物の概要

設 計 者	住所 氏名 電話 ()		
工 事 施 工 者	住所 氏名 電話 ()		
建築物の所在地			
建築物の仮称			
建築物の用途			
敷 地 面 積	m ²		
延 べ 面 積	m ²	(内訳) 住宅用 m ² 事業用 m ²	
構 造	造、地上 階、地下 階		
予 定 年 月 日	工事着手 年 月 日	工事完成 年 月 日	使用開始 年 月 日

2 再利用対象物保管場所（条例第19条第6項関係）

保 管 場 所	地上・地下 階、 箇所、 m ²
---------	-----------------------------

3 廃棄物保管場所等（条例第50条第1項関係）

保 管 場 所	地上・地下 階、 箇所、 m ²
保 管 設 備	種別 、容量 ℓ・m ³ 、設置数 個・台
粗大ごみ集積所	地上・地下 階、 箇所、 m ²
清掃車通行道路	公・私道、 m 洗浄排水設備 洗浄 箇所、排水 箇所

※ 江東区処理欄

受 理 印	
(再利用)	(廃棄物)

江 東 区 長 殿 年 月 日
建築主 住所
氏名 印 電話番号（ ）

中規模建築物等廃棄物保管場所設置届

江東区中規模建築物等の廃棄物保管場所設置要綱第4条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 建築物の概要

設 計 者	住所 氏名 電話（ ）		
工 事 施 工 者	住所 氏名 電話（ ）		
建築物の所在地			
建築物の用途 及び仮称名称等			
敷 地 面 積	m ²		
延 べ 床 面 積	m ²	(内訳)	事業用 m ² 住宅用 m ²
構 造	造、地上 階、地下 階		
予 定 年 月 日	工事着手 年 月 日	工事完成 年 月 日	使用開始 年 月 日

2 廃棄物保管場所等

保 管 場 所	地上・地下 階、 箇所、 m ²		
保 管 設 備	種別	容量	ℓ・m ³ 、設置数 個・台
粗大ごみ集積所	地上・地下 階、 箇所、 m ²		
清掃車通行道路	公・私道、 m	洗浄施設	洗浄 箇所、排水 箇所

※ 江東区処理欄

受 理 印
(廃 棄 物 保 管 場 所)

廃棄物管理責任者選任届

年 月 日

江東区長 あて

建築物名称

建築物所在地

所有者住所

所有者氏名



(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、及び代表者の氏名)

江東区清掃リサイクル条例第19条第2項の規定により、事業用大規模建築物における廃棄物管理責任者を以下のとおり選任したので、届け出ます。

選任年月日
年 月 日
新任廃棄物管理責任者
会社名
所在地 〒
所属名・職名
ふりがな
氏 名
電 話 ()
(内線)
廃棄物管理責任者講習会受講歴
有 ・ 無
受講年月日及び修了書番号
年 月 日 (証第 号)
前任廃棄物管理責任者
氏 名
事由
人事異動のため
その他 ()

※所有者は、新任の廃棄物管理責任者を選任した日から6か月以内に廃棄物管理責任者講習会に出席させ、所定の講習を受けさせなくてはなりません。

廃棄物管理責任者選任届

年 月 日

江 東 区 長 殿

建築物名称

建築物所在地

所有者住所

所有者氏名



(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、及び代表者の氏名)

江東区中規模建築物等の廃棄物保管場所設置要綱第4条第4項の規定により、事業用中規模建築物における廃棄物管理責任者を以下のとおり選任したので、届け出ます。

選任年月日	
年	月 日
新任廃棄物管理責任者	
会社名	
所在地 〒	-
所属名・職名	
ふりがな	
氏 名	
電 話	()
(内 線)	
前任廃棄物管理責任者	
氏 名	
事由	
人事異動のため	
その他 ()	

「江東区廃棄物保管場所等設置届の手引き」

令和6年3月発行

編集・発行 江東区清掃事務所

江東区潮見 1-29-7

電 話 03(3644) 6216

FAX 03(3699) 9520

印刷所 明生株式会社

江東区東砂 3-30-8 明友ビル 3F

電 話 03(3646) 0144

印刷番号 (5) 60号